

「東京都がん教育推進協議会」提言の概要

目的

- がんに関する知識やがん患者に対する理解を深めることができるよう、学校教育におけるがんに関する教育の推進に向け、提言をまとめる。
- 中学校及び高等学校学習指導要領において新たに明記されたがん教育について、各学校が改訂の趣旨を踏まえてその充実を図ることができるよう、外部講師活用の体制整備を進める。

これまでの動き

【国】

- 平成 24 年 6 月 第 2 期がん対策推進基本計画閣議決定
 - ・がん教育の実施
- 平成 28 年 4 月 外部講師を用いたがん教育ガイドライン作成
 - ・都道府県がん教育推進協議会（仮称）を設置

- 平成 28 年 12 月 がん対策基本法改正
 - ・第 23 条 がんに関する教育の推進
- 平成 29 年 10 月 第 3 期がん対策推進基本計画閣議決定

【東京都】

- 平成 29 年 5 月 東京都がん教育推進協議会設置
- 平成 30 年 3 月 東京都がん対策推進計画（第二次改定）

東京都がん教育推進協議会

●内容

- ・外部講師を活用した「がん教育」の在り方に関すること
- ・外部講師の活用に当たり必要な事項と支援体制に関すること

●組織体制

学識経験者、東京都医師会代表、区市町村教育委員会代表、外部講師経験者、学校管理職、教員、庁内関係各部署

●協議

第 1 回協議会（平成 29 年 6 月）	・外部講師を活用した「がん教育」の在り方について ・外部講師の活用に当たり必要な事項と支援体制について
第 2 回協議会（平成 29 年 11 月）	・外部講師を活用した小学校におけるがん教育の実践発表 ・実践発表を踏まえたがん教育の充実や外部講師の活用体制整備について
第 3 回協議会（平成 30 年 1 月）	・東京都がん教育推進協議会提言について

「東京都がん教育推進協議会」提言

○学校におけるがん教育の充実

- ・児童・生徒ががんについて正しく理解することができるよう、全ての学校で保健の授業を実施
- ・学校保健計画に位置付け、学校全体でがん教育を含む健康教育の在り方を共通認識し、計画的に実施
- ・がん教育を進めるに当たって、配慮の工夫やアイデアを共有
- ・実践事例の普及やリーフレット等の指導資料を活用
- ・教員の指導力向上とともに、外部講師との連携に関する教員研修を実施

○外部講師の活用にあつての基本的条件の整備

- ・東京都福祉保健局や区市町村、東京都医師会、地区医師会、がん診療連携拠点病院等、患者団体等の協力と連携
- ・外部講師を担う学校医、がん専門医、がん経験者等のリスト化
- ・外部講師のための指導資料を作成・活用
- ・外部講師を対象とした学習指導上の留意点等を共有する研修を実施

○がん教育推進のための会議体の設置

- ・国の第 3 期がん対策推進基本計画では都道府県及び市町村において、会議体を設置することを明示
- ・都は健康教育推進委員会を設置
- ・区市町村においても地域の特性や実情に応じて会議体を設置

○外部講師派遣の仕組みづくり

- ・各学校の具体的な派遣要請に応えていく仕組みづくり
- ・区市町村立学校と都立学校の組織体制の違いを考慮した外部講師派遣の仕組みづくり